

総 務 課

区長の任期に係る条例に関する特別区の状況について

1 これまでに区長の任期に関する条例を制定した特別区

区名	条例名	制定時期	内 容
杉並区	杉並区長の在任期間に関する条例	平成 1 5 年 3 月	将来の区長にも適用 通算 4 期目を自粛
中野区	中野区自治基本条例	平成 1 7 年 3 月	将来の区長にも適用 連続 4 期目を自粛
大田区	大田区長の在任期間に関する条例	平成 1 9 年 9 月	施行時の区長のみに適用 連続 4 期目を自粛

※杉並区は、制定時の区長が 3 期目の途中で辞職し、後任区長が条例廃止

※中野区は、自治基本条例第 7 条第 2 項及び第 3 項に任期に関する定めを
規定

2 特別区における任期に関する条例制定時の区長が 4 期目に立候補した事例

区名	廃止・改正時期	理 由	その後の状況
中野区	平成 2 6 年 3 月	熟慮を重ねた結果	4 期目に立候補し、当選
大田区	平成 3 0 年 1 2 月	熟慮を重ねた結果	4 期目に立候補し、当選

※中野区、大田区共に、条例の廃止・改正手続の後に、立候補

※中野区は、自治基本条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の削除

※中野区、大田区共に、「道半ばの行政課題の山積」や「立候補を望む区民
の声」などが主な背景として挙げられています。